

令和 4 年 1 月
国土交通省海事局

船員法施行規則等の一部を改正する省令案について

I 背景

今般、次のとおり、船員の心身の健康確保を図り、労働災害の防止対策を講じるため、船員法施行規則（昭和 22 年運輸省令第 23 号）等について所要の改正を行う。

1. 船員の心身の健康確保関係

船員は、陸から離隔した閉鎖空間での職住一体の生活という事情により、人間関係上の問題が陸上より深刻になりやすく、長時間労働の実態も陸上事務所から把握しにくい状態にある。現に高ストレス者の割合や生活習慣病等の健康リスクが高い状況にある。

一方、船員の健康管理に関して、各船舶所有者に対する制度的な仕組みはなく、自主的な取組みに任されている。また、船内の衛生保持等については衛生管理者等が担っているが、近年問題となっているメンタルヘルスの不調や長時間労働への対応等については、十分な専門的知見を求める仕組みとはなっていない。

このような状況から、船員の心身の健康確保を図るため、「交通政策審議会海事分科会船員部会」において「船員の働き方改革の実現に向けて」（令和 2 年 9 月）が、労使の関係者及び医療関係者などの専門家から成る「船員の健康確保に関する検討会」において「船員の健康確保に向けて」（令和 2 年 10 月）がそれぞれとりまとめられたところであり、当該とりまとめの内容を踏まえ、陸上における取組も参考にしつつ、①産業医の導入、②健康診断のあり方、③過重労働対策、④メンタルヘルス対策の観点から船員法施行規則等について所要の改正を行う。

2. 船員の労働災害の防止対策関係

陸上における高所作業等で使用される胴ベルト型安全帯の墜落時の身体への危険性や災害事例を背景に、労働安全衛生法の関係法令の改正が行われ、平成 31 年 2 月より「安全帯」の名称が「墜落制止用器具」に改められたところである。

これを踏まえ、船員の高所作業等における労働災害の防止対策について定めている船員労働安全衛生規則（昭和 39 年運輸省令第 53 号）等について所要の改正を行う。

II 概要

1. 船員の心身の健康確保関係

(1) 船員法施行規則の一部改正

① 健康証明書関係（第 55 条）

(イ) 船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 83 条の健康証明書に係る健康検査について、以下の項目を追加することとする。

- ・ 既往歴及び業務歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）、自覚症状及び他覚所見の有無の検査、BMI の測定、血色素量及び赤血球数の検査並びに血液型検査（BMI（35 歳未満の者の場合に限る）及び血液型検査は、指定医が不要と認める場合は省略可）
- ・ 国際航海に従事する船舶に乗り組む船員にあつては、腹部画像検査、血中尿酸量検査及び B 型肝炎ウイルス抗体検査（指定医が不要と認める場合は省略可）

(ロ) 現行、35 歳以上の者を対象に実施している以下の検査について、35 歳未満の者も対象とすることとする（指定医が不要と認めるものは省略可）。

- ・ 検便（ヘモグロビンの有無）、血糖検査、心電図検査、血中脂質検査及び肝機能検査

② その他

その他経過措置等所要の規定を設けることとする。

(2) 船員労働安全衛生規則の一部改正

① 産業医の選任制度の創設

(イ) 船舶所有者（常時 50 人以上の船員を使用する者に限る。以下（ロ）から（チ）までにおいて同じ。）は、船員の健康管理等を行う産業医を選任することとする。

(ロ) 船舶所有者は、以下の事項に関することを産業医に行わせることとする。

- ・ 健康証明書に係る健康検査（以下「健康検査」という。）の結果に基づく船員の健康を保持するための措置
- ・ ③（イ）による面接指導、④（イ）によるストレスチェックの実施及びこれらの結果等に基づく船員の健康を保持するための措置
- ・ 作業環境の維持管理
- ・ 作業の管理
- ・ 船員の健康管理
- ・ 健康教育、健康相談その他船員の健康の保持増進を図るための措置
- ・ 衛生教育
- ・ 船員の健康障害の原因調査及び再発防止のための措置

(ハ) 船舶所有者は、産業医を選任したときは、報告書を地方運輸局長に提出することとする。

(ニ) 船舶所有者は、選任した産業医の業務内容等を、船内掲示等により船員に周知

することとする。

(ホ) 船舶所有者は、産業医に対し、1週間当たり40時間を超えて労働させた場合にその超えた時間が1月当たり80時間を超えた船員の氏名、当該超えた時間その他産業医が船員の健康管理等を適切に行うために必要な情報を提供することとする。

(ヘ) 産業医は、船員の健康管理等について、船舶所有者、総括安全衛生担当者等に対して勧告等ができることとする。また、船舶所有者は勧告を尊重するとともに、当該勧告をしたことを理由に産業医に対して解任その他の不利益な取扱いをしないこととする。

(ト) 船舶所有者は、産業医に対し、船舶所有者又は総括安全衛生担当者に対して意見を述べること等をなし得る権限を与えることとする。

(チ) 産業医は、以下の頻度及び方法により、船内の作業環境及び衛生状態を把握し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、船員の健康障害を防止するために必要な措置を講ずることとする。

a 年1回以上

・巡視

・衛生管理者等の巡視の結果の報告（画像又は動画を伴うものに限る。）

b 月1回以上

・衛生管理者等の巡視の結果の報告

・船舶所有者から産業医に対する、船員の健康障害防止等に関して必要な情報の提供

(リ) (イ) 以外の船舶所有者においても、船員の健康管理の知識のある医師等に船員の健康管理等を行わせるよう努めることとする。

(ヌ) その他、産業医の選任制度創設に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

② 健康検査を通じた船員の健康管理制度の創設

(イ) 船舶所有者は、常時使用する船員が健康検査を受けたときは、当該船員に当該健康検査における医師の診断の結果が記載された書面（診断書）を提出させることとする。

(ロ) 船舶所有者は、健康検査の際に、騒音の激しい作業を行う船員※に対して千ヘルツ及び4千ヘルツの音その他医師が適当と認める周波数の音に係る聴力検査を受けさせるよう努めることとする。

※機関部等の船員を想定。

(ハ) (イ) の船員は、健康検査を受けたときは、船舶所有者に(イ) の書面を提出することとする。なお、当該書面の作成に要する費用は船舶所有者の負担とする。

(ニ) 船舶所有者は、(イ) により提出された書面を5年間保存することとする。

(ホ) 船舶所有者は、健康検査の結果に基づき異常の所見があると診断された船員に

ついて、当該船員の健康を保持するために必要な措置について医師の意見を聴き、聴取した意見を記録することとする。

(へ) 船舶所有者は、(ホ)の意見聴取を行う上で、医師から船員の業務に関する情報を求められたときは、速やかに提供することとする。

(ト) 船舶所有者は、医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、就業する場所の変更※、作業の転換、労働時間の短縮、夜間労働の回数の減少、休日の付与、乗船期間の短縮等の措置のほか、船内作業環境測定の実施、設備の設置又は整備等の措置を講ずるものとする。

※乗り組む船舶の変更、陸上職員への転換等を想定。

(チ) 船舶所有者は、健康検査の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる船員に対し、医師等による保健指導を行うよう努めることとする。

(リ) 船員は、健康検査の結果及び(チ)の保健指導を利用して、健康の保持に努めることとする。

③ 面接指導制度の創設

(イ) 船舶所有者(常時50人以上の船員を使用する者に限る。以下②から⑦までにおいて同じ。)は、1週間当たり40時間を超えて労働させた場合に、その超えた時間が1月当たり80時間を超え※、かつ、疲労の蓄積が認められる船員に対し、当該船員の申出により、医師による面接指導を行うこととする。

※1月当たりの労働時間が240時間超。

(ロ) 船舶所有者は、(イ)の労働時間の算定を毎月1回以上、一定の期日を定めて行い、当該労働時間が1月当たり80時間を超えた船員に対し、その超えた時間に係る情報を通知することとする。

(ハ) (イ)の面接指導の要件に該当する船員は、船舶所有者が行う当該面接指導を受けることとする。

(ニ) 医師は、(イ)の面接指導を行うに当たっては、船員の勤務状況、疲労の蓄積状況及び心身の状況について確認を行うこととする。

(ホ) 船舶所有者は、(イ)の面接指導の結果及び医師の意見記録について5年間保存することとする。

(へ) 船舶所有者は、面接指導の結果に基づき、当該船員の健康を保持するために必要な措置について医師の意見を聴くこととするほか、当該意見を勘案し、当該船員の就業する場所の変更※、作業の転換、労働時間の短縮、夜間労働の回数の減少、休日の付与、乗船期間の短縮等の措置等の措置を講ずるものとする。

※乗り組む船舶の変更、陸上職員への転換等を想定。

(ト) 船舶所有者は、(イ)による面接指導を行う船員以外の船員であって、健康への配慮が必要な船員についても、面接指導等の実施に努めることとする。

(チ) (イ)以外の船舶所有者についても、面接指導等の実施に努めることとする。

④ ストレスチェック制度の創設

- (イ) 船舶所有者（常時 50 人以上の船員を使用する者に限る。以下（ロ）から（チ）までにおいて同じ。）は、常時使用する船員に対し、1 年に 1 回、医師等による心理的な負担程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）を行うこととする。
- (ロ) ストレスチェックを受ける船員について監督的地位にある者は、ストレスチェックの実施の事務に従事してはならないこととする。
- (ハ) 船舶所有者は、ストレスチェックを受けた船員に対し、医師等から結果が通知されるようにすることとする。また、医師等は、船舶所有者に当該ストレスチェックの結果を提供するに当たって、当該船員の同意を得るものとする。
- (ニ) 船舶所有者は、医師等から提供を受けたストレスチェックの結果について、記録を作成し、5 年間保存することとする。
- (ホ) 船舶所有者は、ストレスチェックを行った医師等に対し、当該ストレスチェックの結果を船員が乗り組む船舶その他一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させるよう努めることとする。また、船舶所有者は当該分析の結果を勘案し、当該集団の船員の心理的な負担を軽減するための措置を講ずるよう努めることとする。
- (ヘ) 船舶所有者は、（ハ）の通知を受けた船員のうち心理的負担の程度が高いと医師等が認めた者が医師による面接指導を希望する場合、医師による面接指導を行うこととする。この場合において、船舶所有者は、面接指導を希望した船員に対し、不利益な扱いをしないこととする。
- (ト) 船舶所有者は、面接指導について記録を作成し、5 年間保存することとする。
- (チ) 船舶所有者は、面接指導の結果に基づき、船員の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴くこととするほか、当該意見を勘案し、就業する場所の変更※、作業の転換、労働時間の短縮、夜間労働の回数の減少、休日の付与、乗船期間の短縮等の措置を講ずるものとする。
※乗り組む船舶の変更、陸上職員への転換等を想定。
- (リ) （イ）以外の船舶所有者についても、ストレスチェック及び面接指導等の実施に努めることとする。

⑤ その他

所要の経過措置等を設けることとする。

(3) 船員職業安定法施行規則（昭和 23 年運輸省令第 32 号）の一部改正

上記（2）の改正により追加する産業医制度やストレスチェック制度等の規定に関し、船員の派遣元事業主及び派遣先事業主に対する適用関係を明確化する等の所要の改正を行うこととする。

(4) その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

2. 船員の労働災害の防止対策関係

以下の法令内で使用される「安全ベルト」や「命綱[※]」の文言を「墜落制止用器具」に改めることとする。

※安全ベルトと同様に墜落時の身体への危険性があるため、墜落制止を目的として使用される「命綱」についても用語の改正を行う。

- ・ 船員法施行規則（第 11 号表）
- ・ 船員労働安全衛生規則（第 11 条、第 16 条、第 51 条、第 52 条、第 57 条、第 66 条及び第 68 条）

Ⅲ 今後のスケジュール（予定）

公 布 : 令和 4 年 3 月下旬

施 行 : 令和 5 年 4 月 1 日